

「自殺対策基本法」の理念に基づき、より実効性のある自殺対策構築を求める意見書

我が国の自殺者数は、平成10年以降14年連続で3万人を超える状態が続いてきたが、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、平成19年に「自殺総合対策大綱」が閣議決定されるなど、国を挙げて自殺対策が講じられた結果、平成24年に15年振りに3万人を下回り、平成26年6月3日の発表によると、平成25年度は2万7,283人となった。

しかし、この数字は約20分に一人が自殺していることを表しており、我が国の自殺者は減少傾向にあるものの、未だその数は少ないと言える状況には至っていない。

特に、我が国における若い世代の自殺は深刻な状況にあり、15～39歳の各年代の死因の第1位は自殺となっている。こうした状況は国際的にみても深刻であり、15～34歳の若い世代で死因の第1位が自殺となっているのは先進国7ヵ国では日本のみで、その死亡率も他の国に比べ高いものとなっている。また、全体的には40歳代以上で自殺者数は低下傾向にあるが、男女別でみると、40歳代から60歳代の男性で全体の4割近くを占めている。従って、若者と働き盛りの年齢階層の自殺対策の強化が急務である。

また、都道府県別自殺者数をみると10県で増加し、その他の都道府県では横ばいや減少傾向にあることから、我が国の自殺者数には地域的特性があるのではないかと考えられる。

本区では、職員、民生委員等を対象としたゲートキーパー研修や区民向け自殺対策講演会の実施、うつ病に関するリーフレット作成などの自殺対策を実施しているが、地域での取り組みだけでは十分な成果を得られない。

さらに、自殺未遂者や自死遺族の方々へのケアも現状では十分とは言えない。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、「自殺対策基本法」の理念に基づき、下記のとおり、より実効性のある自殺対策構築を求める。

## 記

- 1 ライフスキル教育の積極的導入や若者の労働環境の改善、生活相談の充実を図ること。
- 2 市区町村が地域特性に即した自殺対策の構築を図ることができるよう、地域の人材や民間団体の情報を提供し、また、構築した自殺対策事業にかかる経費について支援を図ること。
- 3 医療と地域の連携などによる自殺未遂者支援の拡充を行うこと。
- 4 遺族に対して使用する場合は、「自殺」の呼称を「自死」へ言い換え

るとともに、関係各所に同様の使用を働きかけること。

5 自死遺族への支援の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月30日

江東区議会議長 榎本雄一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

} あて